

緊急事態措置の解除を受けての当面の対応方針について

令和2年5月15日

(令和2年5月22日改定)

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

〔趣 旨〕

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで政府の対策本部や専門家会議等の考え方を踏まえ、市対策本部において方針を定め対応してきたところ。

本市においては、令和2年4月5日に第1例目の感染者が確認され、4月17日まで7例が確認されたが、以降は確認されていない。

一方、政府においては4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき緊急事態宣言を行い、4月16日には対象区域の変更により全都道府県に拡大された。

5月4日付けで政府の基本的対処方針が改定され、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されることとなった。この基本的対処方針では、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を求めるとされており、市町村においても政府と緊密な情報連携により、「新しい生活様式」の在り方の周知など様々な手段で住民に対して注意喚起を行うことが重要とされている。

今般、5月14日に特措法第32条第3項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき区域の変更により、本県が当該区域から除外されたことを受け、本市の対応方針を新たに定める。

令和2年5月8日に改定した「緊急事態宣言の延長を受けての当面の対応方針について」は、5月14日をもって廃止する。

〔対応の基本方針〕

1. 新しい生活様式の周知と実践

5月14日に改正された政府の基本的対処方針においては、緊急事態措置の対象とならない地域でも、感染防止のための対策を継続する必要があるとされている。「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、市民に周知する。

(1) まん延防止の行動について

国は、不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場所への外出を避けるよう呼びかけており、県とともに周知を図る。

(2) 新しい生活様式の徹底

「新しい生活様式」の実践に向け、市役所内に副市長を委員長とする「新しい生活様式普及推進委員会」を設置し、基本的感染対策や市民へのわかりやすい情報発信等に取り組む。

市民に対し、感染防止の三つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなど、別紙4の「新しい生活様式の実践例」について周知を図る。

また、別途策定される業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについて、関係団体と協力し周知を図る。

2. 小中学校等の取扱いについて

これまで、文部科学省からの通知や県教育委員会からの依頼に従い、小中学校の臨時休業を実施してきたが、児童生徒の学習保障の観点や学童保育所等での対応の厳しい状況に鑑み、本市において新たな感染者が確認されていない現状を踏まえ、小中学校を段階的に再開することとする。

(1) 5月11日(月)から15日(金)までの週は、全員半日登校とし、給食の実施は各校対応とする。この週は、長期にわたる臨時休業から学校生活への体と心を慣らす期間とする。ただし、小学1年生については各校の通常対応とする。

(2) 5月18日(月)からは、通常授業とする。しかし、無理をせず、授業時間確保のための6時間授業や7時間授業など授業時数の確保は、児童生徒の様子を見ながら実施していく。

(3) 部活動については、今般、本県が緊急事態措置を実施すべき区域から除外されたことを踏まえ、実際に児童生徒が登校し、学校現場でのより効果的な感染防止策が定着する期間として、学校再開から2週間を見込み、5月25日(月)から行うこととする。

なお、当面、次のように実施する。

- ①活動は平日のみとし、1日の活動時間は2時間以内とする。
- ②活動場所は自校内または日常的に活動している場所に限る。
- ③対外試合等、外部と交流するような活動は行わない。
- ④「3つの密」を避けるための取組（行動変容）及び感染症予防対策を徹底する。

この取扱いについては、原則6月5日（金）までのものとし、それ以降については、感染状況等を踏まえ、再度検討する。

- (4) 感染防止に万全を期すが、学校関係者に感染者が発生した場合は、当該校の中学校ブロックにある全校を臨時休業とし、濃厚接触者の特定及び当該校の消毒の完了後に再開する。

3. 市が所管する施設の取扱いについて

不特定多数が利用する市が所管する施設については、原則5月11日より再開しているが、本県が緊急事態措置を実施すべき区域から解除されたことを踏まえ、これまで休館していた加茂水族館やトレーニングルーム等の施設についても、5月18日より再開する。なお、一部の施設については、段階的に再開する。

4. 市が主催するイベント等の取扱いについて

5月14日の政府の基本的対処方針を受け、本県は緊急事態措置の実施すべき区域から除外されたところ。催物（イベント等）の開催については引き続き慎重な対応を求められるところであるが、本市においては、新しい生活様式の実践を前提としつつ、学校の段階的な再開や企業活動の営業自粛からの再開が本格化しており、今般、政府において更なる区域の見直しを決定したこと等を踏まえ、下記のとおりとする。

政府の通知においては、「全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。」とされている。そのためイベント開催の可否を判断するにあたっては、当面、

- ① 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ② 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安とし、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、別紙

5 「市が主催するイベント等の取扱いについて（判断基準）」のとおり取り扱う。

5. 市民・職員等を派遣する事業

- (1) 緊急事態措置を実施すべき区域への職員等の派遣は、原則として見合わせる。
- (2) 県外出張については、市対策本部判定会議の承認を得る。
やむを得ず出張する際は、マスク着用や手洗い等の対策を徹底する。

6. 経済・生活等への影響に対する支援

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市内の幅広い業種において収入減少等の影響が生じており、これまで国や県の制度と連携しながら、市税等の徴収猶予・負担軽減、生活困窮者を含む生活再建の支援、中小企業等・農林水産分野への支援などの対策を実施してきた。

特に、3月から毎月補正予算を編成し、市独自の支援策に積極的に取り組んでいる。

(1) 市民に対する支援

収入が不安定となっている生活困窮者に向けた緊急小口資金に、学生も借用できるよう市独自に10万円を追加融資する。また、ひとり親家庭等の子育て世帯への臨時特例給付金として子一人当たり1万円の嵩上げを行う。

(2) 事業者に対する支援

前年同期と比較し売上減少している事業者向けに対しては、無利子等の金融支援の拡充、営業自粛の影響を大きく受けている飲食業やホテル・旅館等に対しては、宿泊・飲食業緊急支援事業（プレミアム付き飲食券）や鶴岡市宿泊業緊急支援事業（令和2年度固定資産税の1/2補助）、山形県緊急経営改善支援事業の市独自の嵩上げ等により支援する。

今般、緊急事態措置を実施すべき区域の変更で、山形県が除外されたことにより、今後は、感染防止対策と経済再生を両立させていくことが求められる。

引き続き、地域経済活動や市民生活に関する状況の把握に努め、あらゆる観点から市として可能な支援を実施する。

7. その他

特措法に基づく政府対策本部や県の動向、特に緊急事態宣言等の情報に更に注視し、必要に応じ本指針の見直しを行う。

鶴岡市主催イベント等における「3つの条件が同時に重なった場」を避ける具体的な取組内容

1 密閉（換気の悪い密閉空間）対策

- 換気設備の適切な運転、点検を実施し、換気機能がない施設においては、窓や扉を開けながらの対応とする。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
- 1時間に1～2回程度の定期的な換気を励行する。
(3/24付、「県主催イベント等に関する今後の対応について」より)

2 密集（多くの人々が密集する場所）対策

- お互いの距離を1～2m程度あける
(3/24付、「県主催イベント等に関する今後の対応について」より)
- 会場に入る定員をいつもより少なく定める。(座席等の間隔をとるよう促す)
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
- 大規模イベント等については、誘導員を配置し、人を密集させないため、入退場に時間差を設けたり、通路に誘導のためのラインを引くなどの工夫を行う。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

3 密接（近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)）対策

- 人が集まる場での対策
 - ・声を出す機会の多い場面はマスクを着用させる。
- (3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

鶴岡市主催の大規模イベント等における「人があつまる場の前後も含めた適切な感染予防」の具体的な取組内容

1、集団感染予防への対応

- ・「過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方」や「感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方」は、参加を控えていただくよう事前に周知するとともに、イベントの案内等を送付する際にチラシを同封したり、入場前の入り口や窓口にポスターやチラシを設置し周知を行う。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
- ・参加者に対し、事前に体温の測定ならびに症状の有無を自ら確認し、具合の悪い場合は参加を認めないことを、上記の要領で周知を徹底する。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
- ・非接触式体温計による対応が可能な場合については、できる限り、参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

2、イベント時の手洗い環境

- ・アルコール消毒液を入退場口等に設置する。
(「県主催イベント等に関する今後の対応について」より)
- ・会場に入る際の手洗い実施、イベントの途中においても適宜手洗いができる場の確保。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

3、消毒及び清掃

- ・参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含むもので定期的なふき取りを行う。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)

鶴岡市主催の大規模イベント等における「感染が発生した場合の参加者への確実な連絡方法の確保」の具体的な取組内容

1、参加者の連絡体制

- ・屋内でのイベントについては、参加者の中に感染者が出た場合の対応として、受付で来場者受付簿を作成する。なお、入場券の主催者控え（半券）に記入してもらうことも可とする。
- ・記入する項目は、氏名、住所、連絡先（電話番号）とする。
(3/19付、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より)
→人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- ・屋外のイベントについては、不特定多数の者が参加する形式を変更し、事前に参加者を特定できるようにイベントの内容をできる限り見直す。その上で、当日事前登録のない入場者を把握できる出入口を設置し、可能なかぎり屋内と同様の対応に努める。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

市が主催するイベント等の取扱いについて (判断基準)

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部判定会議

令和2年5月22日付

5月14日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が発出した「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」により、催物（イベント等）の開催制限が示されたことを踏まえ、市が主催するイベント等の開催に係る判定基準を改定する。

なお、この基準は5月22日から適用する。

1. 全国から参加者が見込まれる大規模イベント等

(1) 全国規模の大規模イベント等（下記(2)(3)以外のもの）

（対応）当面中止または延期とする。

（例）赤川花火大会、荘内大祭 など

(2) 屋内で100人以下かつ収容定員の半分以下

（対応）原則、可能とし、判定会議にて実施について判断する。

（遵守）本市対応方針の別紙1＋別紙2＋別紙3を遵守すること。

（例）藤沢周平記念館 特別展、アートフォーラム 特別展 など

(3) 屋外で200人以下かつ人と人との距離（2m）を十分に保つ

（対応）原則、可能とし、判定会議にて実施について判断する。

（遵守）本市対応方針の別紙1＋別紙2＋別紙3を遵守すること。

（例）鶴岡庄内柿農業支援ツアー、UI ターンサポートプログラム など

2. 市民を主体とするイベント等

参加者の主が市民で、他に県内や庄内地域等の周辺から参加するイベント等も含む。

(1) 屋内で100人以下かつ収容定員の半分以下

【条件①】参加者を全て特定することが出来ない場合

（対応）原則、可能とし、判定会議にて実施について判断する。

（遵守）本市対応方針の別紙1＋別紙2＋別紙3を遵守すること。

（例）市民健康のつどい、各種講演会 など

【条件②】参加者を全て特定することが出来る場合

（対応）原則、実施可能。（ただし、県外の講師等を招聘する場合は判定会議に諮ること。）

（遵守）本市対応方針の別紙1＋別紙2を遵守すること。

（例）各種団体総会、地区区長会、町内会長会 など

※参加者を全て特定することが出来る場合とは、イベントの代表者及び参加組織の代表者が、その参加者を会員名簿等で特定できている場合を言う。

(2) 屋外で200人以下かつ人と人との距離(2m)を十分に保つ

【条件①】参加者を全て特定することが出来ない場合

(対応) 原則、可能とし、判定会議にて実施について判断する。

(遵守) 本市対応方針の別紙1 + 別紙2 + 別紙3を遵守すること。

(例) 各地区防災訓練 など

【条件②】参加者を全て特定することが出来る場合

(対応) 原則、実施可能。(ただし、県外の講師等を招聘する場合は判定会議に諮ること。)

(遵守) 本市対応方針の別紙1 + 別紙2を遵守すること。

(例) てくてく健康里山あるき、各地区グランドゴルフ大会 など

3. イベント実施にあつての留意事項

- (1) 基礎疾患及び認知症を有する高齢者等は、重症化するリスクがあることから、十分な感染予防対策を講じたうえで、原則、可能とするが、実施について判定会議に諮ること。
- (2) イベント等を行う施設管理については、「市が所管する施設の再開等の対応について(各課提出の個表)」を踏まえるとともに、国及び関係諸団体の「業種別感染予防ガイドライン」を参考にさらに工夫を重ねること。
- (3) 個別具体的な運用について疑義が生じた場合や判断に迷う場合は、判定会議に諮ること。

〈基準表〉

要件 区分	屋 内	屋 外
	100人以下かつ収容定員の半分以下	200人以下かつ人と人との距離を十分に離す(2m)
1. 全国から参加者が見込まれる大規模イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ・要件内でも判定会議 ※別紙1 + 2 + 3の遵守 	同 左
2. 市民を主体とするイベント等	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者を全て特定することができる場合は、判定会議に諮らずに実施を可とする。(ただし、県外の講師等を招聘する場合は判定会議に諮ること。) ※別紙1 + 2の遵守 	同 左
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外は、判定会議に諮る。 ※別紙1 + 2 + 3の遵守 	同 左

(参考) 市対応方針別紙 1、2、3 の概要

○別紙 1 鶴岡市主催イベント等における「3つの条件が同時に重なった場」を避ける具体的な取組内容

- ・密閉・・・① 1 時間に 1～2 回程度の定期的な換気の励行。
- ・密集・・・② お互いの距離を 2 m 程度あける。
③ 入場者を少なくする。
④ 大規模イベントでの誘導の配慮（誘導員、誘導ライン）
- ・密接・・・⑤ マスクの着用。

○別紙 2 鶴岡市主催の大規模イベント等における「人があつまる場の前後も含めた適切な感染予防」の具体的な取組内容

- ・ 集団感染予防への対応・・・
 - ⑥ 健康観察者（14 日間）の入場制限や事前告知
 - ⑦ 体調不良者の入場制限。
 - ⑧ 入場時の体温チェック。
- ・ イベント時の手洗い環境・・・
 - ⑨ 消毒液を入退場口に設置。
 - ⑩ イベント途中での手洗い場の確保。
- ・ 消毒及び清掃・・・・・・・・・・
 - ⑪ 参加者の手が触れる場所の消毒・清掃（アルコールや次亜塩素酸ナトリウムで清掃）

○別紙 3 鶴岡市主催の大規模イベント等における「感染が発生した場合の参加者への確実な連絡方法の確保」の具体的な取組内容

- ・ 参加者の連絡体制
 - ⑫ 入場者の受付名簿作成（氏名、住所、連絡先（電話番号））

※なお、詳細は各別紙を確認すること。